

都道府県水産担当部長 殿

水産庁漁政課長

台風第12号の接近等に伴う水産関係施設の被害防止に向けた対応について

気象庁発表の台風情報（9月23日05時16分）によると、令和2年台風第12号は、9月24日から同月25日にかけて東日本から東北地方に接近するおそれがあります。

土砂災害、低い土地の浸水、河川の増水や氾濫、暴風やうねりを伴った高波に警戒・注意し、竜巻などの激しい突風や落雷に注意が必要との予報になっており、暴風、大雨等による水産関係施設への影響が懸念されるところです。

このため、下記について、各地域の状況に応じた迅速かつ適切な対応が行われるよう、周知徹底をお願いします。

特に、前線に伴う大雨、台風等の影響により被害を受けた地域においては、引き続き、土砂災害に細心の注意を払い、漁ろう作業及び水産関係施設の見回りについては気象情報を十分に確認し、これらの状況が治まるまで行わないなど、人命を最優先に二次災害の防止を徹底するよう、併せて注意喚起をお願いします。

なお、このことについて貴管下市町村に対しましても、周知いただきますようお願いいたします。

記

- 1 台風が接近、通過する地域にあつては、都道府県、地域出先機関、水産業協同組合など関係機関の連絡体制を整備し、気象庁の台風情報を基に地域に雨、風等によりどのような影響があるか把握しつつ、地域の状況に応じた対応を速やかに現場に徹底すること。
- 2 人命第一の観点から、暴風雨、異常出水時においては、施設等の見回りについては、最新の気象情報を十分に確認し、これらの状況が治まるまで行わないこと。また、暴風雨等が治まった後の見回りにおいても、増水した水路その他の危険な場所には近づかず、足下等、施設周辺の安全に十分に注意し、転落、滑落事故に遭わないよう慎重に行うこと。特に、これまでの地震や台風、記録的な豪雨等の影響により被害を受けた地域においては、引き続き、土砂災害に細心の注意を払い、人命を最優先に行動し、二次災害の防止に努めること。

- 3 漁船、定置網、養殖施設など海上にあるものについては、上架、陸揚げ、係留の強化、網抜きなど被害防止対策を講ずること。
- 4 荷さばき施設、水産加工施設、漁具倉庫などについては、事前に点検、排水路の清掃を行うとともに、防風対策をはじめとする被害防止対策を講ずること。
- 5 被災時に停電や断水等が発生した場合には、畜養施設の維持、冷凍庫での保存について、早急に対応できるよう努めること。特に、冷凍庫・冷蔵庫については、内部の温度上昇を避けるため、停電時の開閉は控えること。
- 6 漁港・海岸保全施設、漁業用施設等における防災上の適切な措置等の安全対策を講ずること。（別添「台風第12号に対する備えと被害報告等について」（令和2年9月23日水産庁防災漁村課水産施設災害対策室長事務連絡）を参照。）